

教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 令和元年5年21日（火曜日）
午前9時30分～午前10時38分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 戎屋昭彦 委員長 下井克己 副委員長
 徳並伍朗 委員 秋山哲朗 委員
 岩本明央 委員 秋枝秀稔 委員
 猶野智和 委員
4. 欠席委員 なし
5. 委員外出席議員
 荒山光広 議長
6. 出席した事務局職員
 石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長
 篠田真理 議会事務局主任
7. 説明のため出席した者の職氏名
 波佐間 敏 副市長 志賀雅彦 建設農林部長
 西田良平 観光商工部長 中村壽志 農林課長
 千々松雅幸 観光総務課長 早田 忍 観光振興課長
8. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案6件につきまして審査いたしますので、御協力よろしくお願いいたします。

議長、報告等ございませんか。

○議長（荒山光広君） ございません。

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、議案第52号美祢市森林環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） 議案第52号美祢市森林環境整備基金条例の制定についてであります。

平成30年度税制改正大綱により、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和元年度より、譲与税として市町村及び都道府県に交付されるものであります。

譲与税の使途は、森林整備及びその促進に関する費用に充てることと定められていることから、本市においても、計画的に森林環境の整備等に必要な資金を積み立てるため、基金条例を制定するものであります。

最初に、森林環境税の概要につきまして、資料に沿って御説明いたします。

1の森林環境税創設の趣旨でございます。

森林の有する公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林管理を進めていくことが、我が国の国土や国民の命を守ることにつながっております。

しかしながら、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっております。

そのような課題に対応するため、現場に最も近い市町村が主体となって森林を集積するとともに、自然条件が悪い森林について、市町村みずから管理を行う新たな森林管理システムを創設することを踏まえ、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みとして、創設されることとなったものでございます。

次に、2の税の仕組みについてでございます。

森林環境税につきましては、個人住民税の均等割の納税者の皆様から、国税として、1人年額1,000円を徴収いたします。税の規模は約600億円となります。時期につきましては、令和6年度から課税されることとされております。

森林環境譲与税につきましては、間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に、客観的な基準により、令和元年度から譲与が開始されます。

譲与税の配分につきましては、令和元年度は全体で約200億円が譲与され、そのうち、本市への譲与額は約2,575万円となっております。

譲与額は徐々に増加するように設定しており、現時点における大まかな試算ではございますが、令和15年度以降の本市への譲与額は、約8,690万円となっております。

次に、3の税の譲与基準・用途等についてでございます。

制度設計イメージ図の右側をごらんください。

森林環境譲与税の譲与基準といたしまして、50%を私有林・人工林面積で、20%を林業就業者数で、30%を人口で譲与することとされております。

緑の矢印に沿っていただきましたら、用途が記載されております。

用途といたしましては、間伐、路網等の森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充てなければならないこととされております。

森林環境税は、国民皆で森林を支える仕組みであることから、譲与税を活用するに当たっては、広く国民全体に対して説明責任を果たすことが求められるため、譲与税の用途は公表しなければならないこととされております。

最後に、4の新たな森林管理システムでございます。

下の図をごらんください。

新たな森林システムにおきましては、森林所有者に適切な森林管理を促すため、適時に伐採、造林、保育を実施するという森林所有者の責務を明確化し、森林所有者みずからが森林管理できない場合には、その森林を市町村に委ねていただき、経済ベースにのる森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託するとともに、自然的条件から見て、経済ベースでの森林管理を行うことが困難な森林等については、市町村が公的に管理を行うこととしております。

この仕組みのもとで、市町村が行う公的な管理としての森林整備や所有者の意向調査、境界確定、人材育成、担い手の確保などのシステムを円滑に機能させるための取り組みに必要な財源として、森林環境譲与税の一部を充てることとしているところであります。

それでは、条文の概要を御説明いたします。

第1条は設置で、基金設置の目的を定めたものであり、森林環境の整備に要する経費に充てることを目的としております。

第2条は積み立てで、積み立てる額は予算で定める額としております。

第3条は管理で、最も確実かつ有利な方法により保管することとしております。

第4条は運用益金の処理で、基金から生じる利子等の収益は、当該基金に編入することとしております。

第5条は繰替運用で、財政上必要な場合は、歳計現金に繰り替えて運用できることとしております。

第6条は処分で、第1条の目的に限り、全部または一部を処分することができることとしております。

第7条は委任で、基金の管理に関する事項は、市長が別に定めることとしております。

附則において、この条例の施行日を令和元年の6月1日としているところでございます。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 大変結構な条例制定だと思いますが、これを実際に行う場合は、今一番ネックになっております地籍調査、山がですね、宅地とか畑とか水田等は、いろいろ圃場整備等で大分進んでおりますので、大体わかりますしあれですが、特に秋芳地域の場合には一応もう済んでおりますし、美祢、美東はなかなか進んでおりません。

その辺の地籍調査が進まないと、特に境の問題とか、今話がありました誰の山かわからんということもあると思いますが、その辺のことは、執行部の方はいかがお考えなんでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの岩本委員の御質問にお答えいたします。

地籍が済んでいるところから、順次、集積計画を立てていこうとは思いますが、まだ美祢地域、美東地域につきましては、地籍調査の進みぐあいが悪い状態でございます。

いますので、本来なら所有者がわかっているならば調査もみやすくなるわけですが、進んでいないところにおきましては、森林簿あるいは聞き取り調査で所有者を確定し、なるべくスムーズに、美祢地域も美東地域も、この譲与税が使えるまでの資料を整えて、やってまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） お話わかりました。ただ具体的に、やはり地籍調査等済んだ秋芳地域ですが、これからということももちろん結構ですが、遅れておる美祢地域、美東地域のほうも地籍調査を進めないと、これはもう全く話にならないので、ぜひその辺、農林課長、地籍調査の関係も、多分同じようなところでやったかと思えますので、その辺の今後の考えはどうなんでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの岩本委員の御質問にお答えいたします。

地籍調査の進捗につきましては、申請のほうは毎年、なるべく多くの面積を調査できるように申請しております。

しかしながら、地籍調査よりも森林環境譲与税で整備していくスピードといいですか、譲与額のほうが下りてくる関係上、ちょっと、こちらのほうが先行するような形の部分が出てこようかと思えます。

そういったところは、調査したものは、必ず地籍調査のほうに反映させてまいりたいと考えておりますので、無駄のないように、効率的に調査してまいりたいと考えております。

○委員長（戒屋昭彦君） 下井委員。

○委員（下井克己君） 単純な質問なんですけど、地籍調査自体には、このお金は使えないんですか。ここがちょっと聞きたいんですが——と思うんですけど、岩本委員のも。

○委員長（戒屋昭彦君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの下井委員の御質問にお答えいたします。

地籍調査の情報は、大変重要な情報でございますので、所有者も位置も確定しております。ですから、地籍調査の……。 （「違う、違う」と呼ぶ者あり） 済みません。

○委員（下井克己君） 今、美祢市で地籍調査をやられてると思うんですけど、県の

ほうからお金をいただいて。その分に、その地籍調査のほうにもお金を回すことができないのかということです。この税を使って。

○委員長（戎屋昭彦君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） この森林環境譲与税というものは、目的が森林の整備等に使うこととなっておりますので……。 （「地籍調査は森林整備じゃないんですか」と呼ぶ者あり）地籍調査とは種類が違うといえますか、使えないようになっておりますので、その辺は御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） よろしいですか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 3回目になりますが、この関係は、カルスト森林組合との連携、関係、その辺のようなことは、実際にまだ先が長いんですが、どのようなお考えを持っておられますか。

○委員長（戎屋昭彦君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの岩本委員の御質問にお答えいたします。

カルスト森林組合は、森林、林野に対して豊富な知識、経験を持っておられます。ですから、カルスト森林組合とよく連携をとって、この計画なり、作業のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 大変結構な答弁なんですが、どうも具体的なあれが見えないんですが、これから大いに連携をするということを、深く、広く、強く連携をしてほしいんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） それでは、岩本委員の御質問にお答えいたします。

この森林環境譲与税は、人材育成、あるいは担い手の育成、そういったことにも充当できるようになっております。

森林組合の方にも、また林業従事者の方にも、しっかりこの森林整備について、一緒に頑張って、集積計画なり、配分計画を進めていくようになります。

ですから、これからの森林組合の連携については、まだ、はっきりしたことが言われませんが、今後の森林整備について、しっかり協力して連携してまいる計画に

しております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 一つわかりませんので、お尋ねいたしますけど、個人の課税については、令和6年から課税ということで、配分については、ことしからということで、差が5年ありますけど、この差っていうのは何か意味があるんですか。国が立て替えとか、そういう形ですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

令和6年度からの課税ということにつきましては、東日本大震災を教訓とした各自治体の防災対策のための住民税均等割の税率引き上げが令和5年まで行われているということで、その関係で、令和6年度からの税の徴収となることとされております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） わかりました。それまでは地震のほうへお金を回すということで、地震が終わったら森林税のほうへ回すということですね。

それと、ことしから2, 575万円ほど国からくるようですけど、これは、とりあえずは積み立てておくというところでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

基金として積み立てる額は1, 307万9, 000円、残りの1, 234万2, 000円、旅費がちょっとあるわけですが、委託料として、集積計画の準備作業として、区域の調査に入りたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 集積というふうに今言われましたけど、これはどういう内容ですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

まずは、この森林環境譲与税を使って森林を整備していくわけですが、経営の行われていない私有林、人工林、こちらがこの譲与税に当てべき対象森林となっておりますので、そういった森林がどこで、どのくらいあるかっていうところを調査するようにしております。

そういった、その団体となる森林が集中してある区域を集積、まずしていくということでございます。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。その他質疑ございますか。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 補足ですけれど、ただいまの予算につきましては、今回の補正予算のほうに提案しておりますので、また予算委員会で審議していただければと思いますけれど、先ほどの令和6年度からの課税というくんだり、今年度から令和5年度までの、この森林環境税独自の会計につきましては、国のほうで、この譲与税会計において借り入れをして、その中で、各自治体に令和元年度から交付するというふうに——2年度、3年度も同じように借り入れをしながら交付をすることで、6年度から実質課税になって、森林譲与税特別会計のほうに実利が入りますので、それから、元年度からの借り入れを返しながら、徐々に各自治体への交付金も増やしながらということで、先ほど課長が申しましたように、令和15年以降は、おおむね美祢では8,690万円程度、その後ずっと継続的にあるであろうという試算というシステムになっております。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第52号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号美祢市秋吉台観光交流センターの設置及び管理に関する条例

等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） それでは、議案第53号美祢市秋吉台観光交流センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について、御説明をいたします。

これは、令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、三つの条例の一部改正をするものであります。

まず、美祢市秋吉台観光交流センターの設置及び管理に関する条例の主な改正内容でございますが、観光交流センターバスターミナル施設の使用料におけるホーム使用料について、発車1台1回当たり43円を44円に、構内タクシー駐車区画使用料について、1カ月1台当たり2,160円を2,200円に改定するものであります。

次に、美祢市秋吉台国定公園内市有地使用条例の主な改正内容ですが、秋吉台国定公園内市有地を使用して行われる乗馬、馬車、写真営業において、乗馬による使用料について1頭年額4,320円を4,400円に、馬車による使用料について、1頭年額7,560円を7,700円に、写真営業にかかる使用料について、1組員年額5,400円を5,500円に改定するものであります。

次に、美祢市観光用水供給に関する条例の主な改正内容ですが、第10条給水負担金、第22条給水使用料における消費税等相当分の割合について、100分の108を100分の110に改定するものであります。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。下井委員。

○委員（下井克己君） 昔ってというか、前は秋吉台で馬に乗ったり、馬車で観光客を乗せたりとかがあったんですけど、今はどうなんでしょうか。もし、御存じであれば、教えていただきたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 下井委員の御質問にお答えいたします。

現在は、秋吉台上での乗馬体験とかは行われていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） その他質疑ございませんか。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 今回の値上げは、消費税の関連ということだと思いますが、今ちまたでは、国会のほうで、もしかするとないんじゃないかという噂もありますが、もし仮にそうなった場合は、これはまた上げずに、現状維持に戻す可能性はあるのでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 猶野委員の御質問にお答えいたします。

今回提案しております条例の一部改正につきましては、あくまでも原因が、消費税の税率アップということでありますので、もしこれが国のほうで、このような改正にならなかった場合には、これをまた見送るような議案を上程させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、これより議案第53号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号美祢市特別天然記念物秋芳洞観覧料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） それでは、議案第54号美祢市特別天然記念物秋芳洞観覧料徴収条例の一部改正について御説明をいたします。

これは、令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、また、近年の人件費や秋芳洞内棧橋の改修等、施設の老朽化等に伴う修繕や改修経費の増加が見込まれる中で、財政の健全性を確保するため、秋芳洞観覧料を改定するものであります。

具体的な改正内容でございますが、観覧料を現行から一律100円アップするものであり、一般の普通観覧料につきましては、1,200円を1,300円に改定するものであります。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

説明は以上になります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 今回、秋芳洞の観覧料の値上げということで、100円ずつアップしていくということで、これは消費税の上がり分とは、また別な理由も含まれているということだと思います。

今回、値上げするというので、入洞者数にどのような影響を与えると考えていらっしゃるか。

また、全体的な洞収入については、どのような——当然プラスになるという考えのもと、値上げということなんでしょうが、それに伴って、入洞者数はまた別、もしかすると悪影響を与える可能性もあると思いますので、そのあたり含めて、どのようにお考えかを教えていただければと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 猶野委員の御質問にお答えいたします。

秋芳洞観覧料の値上げに伴う影響でございますけれども、中には、現在、大人一般1,200円いただいておりますけれども、観覧券売り場のところまでお見えになられて、少し高いということで、そのままお帰りになられる方も、ごくわずかではいらっしゃいますが——いらっしゃるわけでございます。

そういうことから考えますと、少しはその値上げによって減るといったこともあるかもしれませんが、秋芳洞自体、特別天然記念物としての1,200円で見ただけの価値は十分にあるというふうに考えておりますし、観光事業特別会計が持つたくさんの施設が老朽化をしておりますので、今後、投資をしていかなきゃならないというふうに思っております。安全対策のみならず、より魅力を持たせるための投資が必要であるというふうに考えておりますので、この値上げはやむを得ないといえますか、必要であるというふうに考えているところであります。

この値上げに伴います影響ですけれども、これにつきましては、本年度10月

1日からの値上げということで、この観光特会の補正予算に計上させていただいておりますけども、半期で、秋芳洞でいえば、2,000万円ぐらいの増収を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） たしか、私が記憶している範囲内では、過去、消費税が5%に上がったとか8%に上がった段階では、値上げはされてなかった。多分、1市2町が合併したあとは、多分初めての値上げになると思います。

今回、10%になるということのタイミングに合わせての値上げだと思いますが、今、トータルの入洞者数というのは、やはりほかの波及効果ですね、ほかの観光業者とか、さまざまなものに影響する部分は、その入洞者数のほうになると思いますので、このあたりは慎重に、今後ちょっと追跡していただいて、どのような影響があったかを引き続き検討していただければと思っております。

本当、10年ぶりぐらいの値上げなので、どのような影響があるかはちょっとわからないところもありますので、そのあたりは慎重に、今後もモニターしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第54号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号美祢市天然記念物大正洞・景清洞観覧料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） それでは、議案第55号美祢市天然記念物大正洞・景清洞観覧料徴収条例の一部改正について御説明をいたします。

これも、議案第54号と同様の理由でございますけども、令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、また、近年の人件費あるいは施設の老朽化に伴う修繕、あるいは改修経費の増加が見込まれる中で、観光事業特別会計の財政の健全性を確保するため、大正洞・景清洞の観覧料を改定するものであります。

具体的な改正内容でございますが、中学生から大人の普通観覧料につきましては、現行1,000円を1,100円に改定するものであります。

その他の区分の観覧料については、1,000円から1,100円の料金改定率を基本として、50円単位で料金設定を行うものであります。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

説明は以上になります。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、これより議案第55号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号美祢市秋芳洞駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） それでは、議案第56号美祢市秋芳洞駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

こちら、先ほどの条例の一部改正と同様でございます。

消費税率の改正、それから人件費、修繕等の経費が膨らんできている中で、財政の健全性を確保するため、秋芳洞第1・第2駐車場の使用料金を、1日1回400円から500円に改定するものであります。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

説明は以上になります。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、これより議案第56号を採決いたします。本案

について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） それでは、議案第45号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億617万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,572万4,000円とするものであります。

それではまず、歳入のほうから主なものについて御説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

1款観光収入・1項観光収入・1目観覧料を2,260万円追加しております。

先ほど、議案第54号、議案第55号で御審議賜りましたとおり、本年10月1日以降の秋芳洞・大正洞・景清洞の観覧料の値上げを見込んだものであります。

次に、2項養鱒場収入・1目鱒販売収入を14万8,000円、2目鱒釣収入を16万7,000円追加いたしております。

これは、本年10月1日からの消費税率の引き上げ及び近年のえさ代等の上昇に対応すべく、食用鱒1尾当たり、現行120円を130円に、釣り堀用の鱒、現行1キログラム当たり1,700円を1,800円に料金改定をするものであります。

次に、2款使用料及び手数料・1項使用料・1目観光事業使用料を126万2,000円追加いたしております。

議案第53号、56号で御審議賜りましたとおり、本年10月1日以降のバスターミナルの使用料と秋芳洞第1・第2駐車場使用料の値上げを見込んだものであります。

○委員長（戎屋昭彦君） 早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） それでは、引き続き、5款繰入金・1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金3,250万円を追加しております。

これは、地方創生推進交付金からの一般会計の歳入となります、地方創生推進交付金からの一般会計繰入金でございます。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 次に、10ページ、11ページをお開きください。

2項基金繰入金を3,890万円追加いたしております。

これは、のちほど御説明申し上げます、秋吉台・秋芳洞地域観光地再生事業の財源として3,000万円、景清洞トロン温泉、温泉センターの食堂改修工事の財源として890万円、観光事業運営基金を取り崩すことといたしております。

次に、10款市債を1,060万円追加いたしております。

観光事業特別会計につきましては、令和2年度から、地方公営企業法の適用に向け、準備を進めているところでありますが、公営企業会計の適用に関する経費について、地方財政措置の拡充が図られたことから、この観光事業債を充当することとしたところであります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

12、13ページをお開き願います。

1款観光総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄002一般管理費を218万4,000円追加いたしております。

これは、庁用車1台の更新経費でございます。

次に、説明欄003秋吉台リフレッシュパーク・秋吉台家族旅行村管理運営事業におきまして、1,349万7,000円を追加しております。

この内訳といたしましては、景清洞トロン温泉センターの食堂改修工事として898万1,000円、これに伴うテーブルや椅子といった施設備品として140万5,000円、秋吉台家族旅行村において環境整備をより一層推進するた

め、チッパー、シュレッダーの購入費311万1,000円になります。

次に、2目施設管理費、説明欄001施設管理費を49万4,000円追加しております。

これは、秋吉台観光交流センターに、インフォメーションディスプレイ2台を設置するものであります。

次に、説明欄002観光施設改修事業を138万6,000円追加いたしております。

これは、秋芳洞を観光される団体旅行者の利便性の向上を図るために、秋吉台観光交流センターバスターミナルにおいて、貸切バスの乗降ができるようにしたいというふうに考えているところであります。

このバスターミナル改修の検討を進めるために、まず、この地形測量を行うものであります。

次に、2項業務管理費・1目秋芳洞業務費を576万9,000円、2目養鱒場業務費を26万5,000円追加いたしております。

これは、秋芳洞各案内所と養鱒場におきまして、キャッシュレス化の推進と秋芳洞各案内所にPOSレジシステムを導入するための経費であります。

○委員長（戒屋昭彦君） 早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） 引き続き、14、15ページをごらんください。

2款観光振興費・1項振興管理費・1目一般管理費でございます。

一般管理費として、9,465万円を追加しております。

説明欄007体験プログラム開発事業として486万円を計上しております。

これは、新たな体験プログラムを再考するための開発やモニタリングを行い、検証することで、秋吉台地域に新たな観光客を誘致し、滞在時間を延長するための業務を委託するものであります。

次に、008外国人観光客受入体制充実事業として、831万円を計上しております。

これは、台湾、韓国など東アジアをターゲットとしたプロモーション経費であります。特別旅費238万7,000円は、台湾、韓国などへのプロモーションに要するものであります。

また、業務委託料124万8,000円は、美祢市台北観光・交流事務所で、通

訳や関係機関との調整を行うものであります。

次に、国際観光・交流推進協議会補助金310万円は、観光や文化を中心に国際交流を推進するため、美祢国際観光・交流推進協議会への補助金であります。

次に、012おもてなし人財育成事業として、648万円を計上しております。

これは、おもてなしのまち美祢市観光振興条例に基づき、おもてなし力の向上を目的に、市内の中高生や観光事業者、観光団体など、美祢市の顔となる人材の育成を図るため、「スクールみねシュラン」や、観光事業者や団体を対象とした、「みねシュラン」、一般の方を対象とした「おもてなし井戸端会議」を実施するためのものであります。

次に、014秋吉台・秋芳洞地域観光地再生事業として7,000万円計上しております。

これは、観光事業特別会計の安定的な経営と老朽化した施設改修費を確保し、あわせて、秋芳洞を中心に周辺地域が活性化し、にぎわいを創出することを目的に、本事業を実施するものであります。報償費1,000万円は、成果報酬であります。

次に、16、17ページをごらんください。

委託料でございます。委託料6,000万円は、この事業に係る全体戦略・施策の立案、地域の魅力を表現、補完する、発信するブランドデザインコードの統合や開発、データに基づくマーケティングを活用したPDCAサイクルの業務の推進の構築、並びに業務や整備を確実に推進するためのロードマップの作成等、観光マーケティング業務を委託するものであります。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 最後になりますが、5款予備費になります。

財源調整として、1,206万8,000円を減額しております。

説明は以上になります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 15ページの一番下で、報償費が1,000万円ということが補正に上がっております。

ちょっと今、説明は聞いたんですが、もうちょっと具体的に、報償費1,

000万円なら結構大きいと思うんですが、具体的な説明をお願いしたいと思えます。

○委員長（戒屋昭彦君） 早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） 岩本委員の御質問にお答えします。

この成果報酬につきましては、インセンティブに係るものでございます。

このインセンティブは、業者のモチベーションを図ることを目的にしたものでございます。

この成果報酬の内容につきましては、秋芳洞・大正洞・景清洞の三洞の洞収入について、目標額を超えた部分の約50%を成果報酬として支払うものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） その上の段の、特別旅費が238万円というふうになっておりますけど、これは台湾、韓国に観光キャンペーンとか何とか行かれるというふうなことを聞きましたが、それでよろしいですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） 秋枝委員の御質問にお答えします。

外国人受入体制充実事業の特別旅費という御質問だと思います。

これにつきましては、この予算では、台湾に10回の出張と韓国に3回、タイに1回ということで、現地でのプロモーション、あるいは商談会、現地のエージェントへのツアーの売り込みなどを考えております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 頑張っておられますが、この場合、費用対効果というのは大体見て、どういうふうな説明になるのでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） 秋枝委員の御質問にお答えをします。

費用対効果ということでございます。

こちらにつきましては、現在、美祢市に外国人の方が、平成30年度で3万4,890人来訪されておられるということでございます。

消費額を5,000円ぐらい、御土産、昼食等含めて5,000円と換算しましても、1,500万円程度の経済効果があったものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） その他質疑ございませんか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） この観光振興費の中の、秋吉台・秋芳洞地域観光地再生事業の委託料ですかね、それと報償金、非常にわかりにくい部分もありますし、一応、全協で説明は受けましたけれども、そのときにも他の議員からも説明が——疑問点もあったと思います。

そして特に、このお金は、一般会計からお金が半分出てますので、できれば予算委員会——予算決算委員会との連合審査ということの取り計らいをしていただけないかということのお願いです。

○委員長（戎屋昭彦君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時33分再開

○委員長（戎屋昭彦君） 休憩前に続き、委員会を開会いたします。

先ほど、秋山委員のほうから申し出がございました、予算決算委員会との連合審査について、教育経済委員会の皆様方、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 異議なしということで、私のほうから、予算決算委員長並びに議長のほうに、連合審査の申し出をいたしたいと思います。

それでは、ここで、事務局のほうから連合審査について、御説明していただけたらと思います。石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） それでは、連合審査について、若干、御説明を申し上げます。

今、予算決算委員会との連合審査ということで、決がとられたところであります。

このたびのこの議案につきまして、本教育経済委員会と予算決算委員会とが、関連があるということで、連合審査をするということになります。

今、採決っていいですか、決がとられましたので、今後、戎屋委員長のほうから正式に、連合審査の申し出先であります猶野予算決算委員長、並びに議長のほうに

書面が出されまして、そののちに、予算決算委員会の中で、連合審査を受けるかどうかを決めていただく必要があろうかと思えます。

仮に、それが受けられることとなりましたら、予算決算委員会と本教育経済委員会が、戎屋教育経済委員長の仕切りにおいて、連合審査がなされるということになります。

その中で多様な意見、質疑があろうかと思えますが、それを受けまして、再度、この教育経済委員会を開いていただいて、連合審査の質疑、意見などを参考にしながら、本補正予算の採決を、この教育経済委員会の中でとっていただくという流れになろうかと思えます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 今の件につきましては、そういう形で進めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、1件は連合審査ということで、5件につきましてはの審査を終了いたしました。

その他委員の皆様方から所管事項につきまして何かございましたら、発言をお願いいたします。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 先般の本会議で、私、ちょっとはつきり聞いてないんですが、市外の方を連れて来て入洞をされた場合の料金がどうこうとかいうのが、ちょっと話があったと思えますが、その辺の確認をちょっと、期間と入洞料金の件について、確認の説明をお聞きしたいと思えます。

○委員長（戎屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 岩本委員の御質問にお答えいたします。

さきの本会議におきまして、市長のほうから施政方針の中で、秋芳洞観覧料について、美祢市民の方が市外の方をお連れになられたときには、美祢市民の方を無料にしますというふうに御説明、御提案申し上げたと思えます。

基本、お盆期間中というふうに考えておりますけれども、その具体的な日程や事務処理等につきましては、今検討しているところでございますので、確定次第、広く周知できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） よろしいですか、岩本委員。

○委員（岩本明央君） ありがとうございます。大変結構な、ユニークな発想で、できれば私もちょっとその辺がありますので、できたら進めていただきたいと思っておりますので、決まりましたら、また周知徹底のほうよろしく申し上げます。
以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、まことにありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前10時38分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年5月21日

教育経済委員長